

気候変動適応中部広域協議会設置要綱（案）

制定 平成●年●月●日

（目的及び設置）

第1条 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第14条第1項の規定により、中部地域における広域的な連携による気候変動適応に関し必要な協議を行うため、気候変動適応中部広域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の気候変動適応に関する事項
- (2) 協議会の運営に関し必要な事項
- (3) その他

（構成）

第3条 協議会は、別紙に掲げる地方環境事務所その他国の行政機関、県、市町村、地域気候変動適応センター、事業者等その他気候変動適応に関係を有する者（以下「構成員」という。）で構成する。

- 2 協議会には、アドバイザーとして構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- 3 協議会には、必要に応じ前2項に規定する者以外の関係者の出席を求めることができる。

（座長）

第4条 協議会には、必要に応じ座長を置くことができる。

（分科会等）

第5条 協議会には、必要に応じ分科会等を設けることができる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、中部地方環境事務所環境対策課において処理する。

- 2 分科会等の庶務については、別途協議する。

（協議会の公開）

第7条 協議会は原則として公開とするが、協議会の構成員が公開を望まないもの、その他公開を差し控えるべきものについては、非公開とする。

附則

この要綱は、平成●年●月●日から施行する。

(別紙)

気候変動適応中部広域協議会設置要綱第3条第1項に基づく
構成員(案)

富山県 生活環境文化部 環境政策課長
石川県 生活環境部 温暖化・里山対策室次長
福井県 安全環境部 環境政策課長
長野県 環境部 環境エネルギー課長
岐阜県 環境生活部 環境管理課長
愛知県 環境部 地球温暖化対策課長
三重県 環境生活部 地球温暖化対策課長

名古屋市 環境局環境企画部低炭素都市推進課長

黒部市 市民環境課長
立山町 住民課長
小松市 産業未来部 エコロジー推進課長
珠洲市 自然共生室長
加賀市 経済環境部 環境政策課長
宝達志水町 住民課長
岐阜市 自然共生部 地球環境課長
豊橋市 環境部 温暖化対策推進室長
岡崎市 環境部 次長兼環境政策課長
刈谷市 産業環境部 環境推進課長
豊田市 環境部 環境政策課長
安城市 環境部 環境都市推進課長
知立市 市民部 環境課長
みよし市 環境経済部 次長兼環境課長
長久手市 くらし文化部 環境課長
四日市市 環境部 環境保全課長

農林水産省 関東農政局 生産部 生産技術環境課長
農林水産省 北陸農政局 生産部 生産技術環境課長
農林水産省 東海農政局 生産部 生産技術環境課長
農林水産省 中部森林管理局 計画保全部 計画課長
農林水産省 近畿中国森林管理局 総務企画部 企画調整課長
国土交通省 関東地方整備局 企画部 企画課長

国土交通省 北陸地方整備局 企画部 企画課長
国土交通省 中部地方整備局 企画部 企画課長
国土交通省 近畿地方整備局 企画部 広域計画課長
国土交通省 北陸信越運輸局 交通政策部 環境・物流課長
国土交通省 中部運輸局 交通政策部 環境・物流課長
気象庁 東京管区气象台 気象防災部 気候変動・海洋情報調整官
気象庁 新潟地方气象台 観測予報管理官
気象庁 名古屋地方气象台 観測予報管理官
環境省 中部地方環境事務所 環境対策課長

(参考)

気候変動適応中部広域協議会設置要綱第3条第2項に基づく
アドバイザー（案）

国立大学法人九州大学 応用力学研究所 准教授 千手智晴
国立大学法人三重大学大学院 生物資源学研究科共生環境学専攻 教授 立花義裕
国立大学法人名古屋大学 宇宙地球環境研究所
付属統合データサイエンスセンター 教授 坪木和久
国立大学法人東京大学 総合文化研究科 准教授 吉田丈人
公立大学法人富山県立大学 工学部環境・社会基盤工学科 准教授 手計太一
学校法人岐阜経済大学 経済学部 教授 森 誠一
学校法人龍谷大学 農学部 資源生物科学科 教授 大門弘幸

国立研究開発法人国立環境研究所

気候変動適応中部広域協議会設置要綱第3条第3項に基づく
関係者（案）

各県地球温暖化防止活動推進センター
一般財団法人日本気象協会
日本ミクニヤ株式会社
みずほ情報総研株式会社
環境省地球環境局総務課気候変動適応室 等